

○伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会処務規程

平成27年 4 月 24 日

議会告示第 2 号

第 1 条 この告示は、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会（以下「組合議会」という。）の事務処理等について必要な事項を定めるものとする。

（職の設置）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第138条第 4 項の規定により、組合議会に書記長及び書記を置く。

（書記長及び書記の職務）

第 3 条 書記長は議長の命を受け、書記は上司の指揮を受けて、議会に関する事務に従事する。

（決裁の原則）

第 4 条 議長の権限に属する事務は、すべて議長の決裁を経なければ執行することはできない。ただし、議長は書記長に専決させることができる。

（専決）

第 5 条 書記長は、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合事務決裁規則（平成27年伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合規則第 2 号）別表の専決事項に準じ、専決することができる。

（文書）

第 6 条 議会の文書の記号は、「伊伊廃組議」とする。

2 前項に定めるもののほか、文書に関し必要な事項は、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合文書管理規程（平成27年伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合訓令第 3 号）の例による。

（その他）

第 7 条 この告示に定めるもののほか、組合議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。